

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：使用済自動車売払い（被けん引車等）
- (2) 規格・数量：別紙内訳書のとおり
- (3) 引渡し場所：陸上自衛隊那覇駐屯地
- (4) 引取（引渡し）期限：代金納付日から5日以内（令和8年11月16日までに搬出）
- (5) 代金納付期限：令和8年11月16日（月）
- (6) 履行期限：引き渡しを受けた日から3か月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者。なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また、契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない
- (7) 自動車リサイクル法に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体作業及び破碎業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託する場合は、**第12項(1)で示す日時までに**再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
- (8) 証明書類の未提出者については入札に参加させない。また、入札参加希望者については事前に会計隊担当者に連絡すること。
- (9) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (10) 再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は、**令和8年7月3日（金）17時00分**までに実施する。
- (11) 官側は、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者が入札参加者ではないことを確認するものとし、中小受託事業者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しない。
- (12) 官側は、再委託承認申請に記載された中小受託事業者に、(10)に示す期間に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができた場合のみ承認する。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊事務室、

西部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)

4 入札説明会

実施しない。

ただし、現場確認希望者は、事前に第14項(2)の担当者に連絡し、日程を調整すること。

なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。

また、現場確認等における移動費用等(旅費等)に関しては全て業者側の負担によるものとする。

5 競争入札の日時及び場所

(1) 日 時：令和8年7月15日(水) 11時00分

(2) 場 所：陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊入札室

6 落札決定方法

(1) **総額決定(税抜き)**

(2) 総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。

(3) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する

8 入札の無効

(1) 電信、電話及びFAXによる入札

(2) 入札参加資格のない者、又は参加制限がされている者が行った入札

(3) 入札金額、入札者氏名及び押印が半明又は識別し難い入札(押印省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載すること)

(4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他入札に関する事項に違反した入札

9 契約書等の作成

(1) 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する

(2) 適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

(第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。)

10 違約金等

(1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが半明した場合は契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約違反が認められた場合は、指名停止措置の上申をとる等、厳正に対処する。

11 入札書に関する事項

- (1) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体) は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない。
- (2) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

12 事前提出書類

- (1) 提出期限

令和8年7月1日(水) 13時00分

- (2) 提出書類

ア 第2項(7)で示す書類。

(引取業登録通知、フロン類回収業登録通知、解体作業及び破碎業資格証明、再委託承認申請書)

イ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類

13 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし**令和8年7月15日(水) 10時00分**までに必着するように「書留」で郵送すること。
- (3) 全省庁統一資格の写し及び市場調査価格(下見積書)を**令和8年7月8日(水) 17時00分**までに提出すること。
- (4) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (6) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる契約不適合等を発見しても契約代金の免除、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (7) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (8) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

14 問い合わせ先

- (1) 陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班 担当：奥

TEL 098-857-1155 (内線2404)

FAX 098-857-1167 (直通)

- (2) 仕様書及び現物(現場)確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊補給科 担当：芝

TEL 098-857-1155 (内線2807)

内 訳 書

品 名	規 格	単位	数 量	備考
鉄 屑	鑄 物	Kg	1,363	
	特 級	Kg	1,470	
	1 級	Kg	50	
	2 級	Kg	0	
	級 外	Kg	3,792	
	H 2	Kg	3,017	
	H 3	Kg	3,679	
	H 4	Kg	6,007	
銅 屑	上	Kg	0	
	並	Kg	44	
	下	Kg	49	
真 鍮	真 鍮	Kg	10	
	鑄 物	Kg	0	
ステンレス		Kg	277	
アルミ		Kg	401	
鉛屑		Kg	73	
ガラス屑		Kg	452	
ゴム屑		Kg	1,006	
未価値品		Kg	1,180	
	以下余白			
合計			22,870	

車 両 内 訳

品 名	原動機型式	車台番号	リサイクル番号	引渡場所
業務車1号	4G93	CS5W-1300458	1104-0040-8572	那覇
業務車1号	4G93	CS5W-1301512	1104-0040-8585	那覇
業務車1号	4G93	CS5W-1500393	1104-0041-4739	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1101939	0904-0036-2923	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1101940	0904-0036-2936	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1103890	0904-0036-3074	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1103892	0904-0036-3087	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1104781	0904-0036-3157	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1101956	0904-0036-4226	那覇
業務車2号	L15A	GJ3-1101938	0904-0035-9901	那覇
業務車2号	HR15	VY12-016251	0504-0049-0442	那覇
業務車2号	HR15	Y12-112080	0504-0049-1548	那覇
業務車2号	HR15	Y12-112557	0510-3637-5235	那覇
業務車2号	HR15	Y12-112558	0510-3637-3994	那覇
1/4tトレーラ	—	T29-0306	—	那覇
1/4tトレーラ	—	T29-0365	—	那覇
1t水タンクトレーラ	—	T-54762	—	那覇
1t水タンクトレーラ	—	T-55536	—	那覇
野外洗濯セット2型	—	DHPFX115B-0016	—	那覇
野外入浴セット2型	—	DHPFX115C-0011	—	那覇

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について，次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調達要領指定書（被けん引車等）

那覇駐屯地業務隊

文書管理業務：那覇駐屯地業務隊総務科長
保存期間：5年（14.3.31まで保存）
枚数：23枚
配布先：1箇所

調達要領指定書	発簡番号	那覇駐業第 号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和 8 年 6 月 日
	作成部課	那覇駐屯地業務隊補給科
	作成年月日	令和 8 年 6 月 日
品 名	使用済自動車売払い	
仕様書番号		

1 売払要領

1.1 売払車両

番号	品 名	型 式	単位	数量	備考
1	業務車 1 号	三菱LA-CS5W	E A	3	
2	業務車 2 号	ホンダDBE-GJ3×7 日産DBF-VY12×1 日産DBA-Y12×3	E A	11	
3	1/4tトレーラ	ソ〜シンT29	E A	2	
4	1 t 水タンクトレーラ	トレスクWT-1000D	E A	2	
5	野外入浴・洗濯セット 2 型トレーラ	フルハーフDHPFX115B×1 DHPFX115C×1	E A	2	

1.2 現地(物)確認及び引渡日

現地(物)確認及び引渡日は、平日 0 8 3 0 から 1 7 0 0 までの間とし、2 日前までに契約担当官へ通知するものとする。

1.3 車両の解体・処分要領

陸上自衛隊仕様書「使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）売払い」（以下「仕様書」という。）により実施する。

1.4 防衛専用部位破壊作業

契約相手方の使用する施設（沖縄本島内）において実施する。

1.5 その他

- a) 使用済車両（廃車）の収集作業及び運搬作業は、業者側が実施する。
- b) 収集作業及び運搬作業の際、駐屯地及び各分屯地の施設等に損害及び損傷を与えた場合、請負者の負担において修繕若しくは修復するものとする。
- c) 契約相手方は監督官に重量計測器検査証を提示する。

2 提出書類

2.1 仕様書表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書(様式一表2)を提出する。

2.2 提出先は、那覇駐屯地業務隊補給科補給班とする。

使用済自動車引取証明書		
1	使用部隊名	
2	リサイクル券番号	
3	車台番号	
4	車名(車両番号)	
5	預託金額(円)	
6	引取業者	登録番号
		氏 名
		事業所名称
		所在地
		電話番号
7	引取年月日	

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	第 1 5 旅団付隊	
1	リサイクル券番号	1104-0040-8572	
2	車台番号	CS5W-1300458	
3	車名(車両番号)	業務車 1 号(03-0188)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2 - 使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	第 1 5 旅団付隊	
1	リサイクル券番号	1104-0040-8585	
2	車台番号	CS5W-1301512	
3	車名(車両番号)	業務車 1 号(03-0239)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2 - 使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	1104-0041-4739	
2	車台番号	CS5W-1500393	
3	車名(車両番号)	業務車 2 号(03-0287)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0904-0036-2923	
2	車台番号	GJ3-1101939	
3	車名(車両番号)	業務車 2 号(03-2548)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0904-0036-2936	
2	車台番号	GJ3-1101940	
3	車名(車両番号)	業務車 2 号(03-2549)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0904-0036-3074	
2	車台番号	GJ3-1103890	
3	車名(車両番号)	業務車 2 号(03-2708)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部
1	リサイクル券番号	0904-0036-3087
2	車台番号	GJ3-1103892
3	車名(車両番号)	業務車2号(03-2710)
4	預託金額(円)	
5	引取業者	登 録 番 号
		氏 名
		事 業 所 名 称
		所 在 地
		電 話 番 号
印		
6	引取年月日	

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0904-0036-3157	
2	車台番号	GJ3-1104781	
3	車名(車両番号)	業務車 2 号(03-2800)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0904-0036-4226	
2	車台番号	GJ3-1101956	
3	車名(車両番号)	業務車 2 号(03-2565)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0904-0035-9901	
2	車台番号	GJ3-1101938	
3	車名(車両番号)	業務車2号(03-2547)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名		沖縄地方協力本部
1	リサイクル券番号		0504-0049-0442
2	車台番号		VY12-016251
3	車名(車両番号)		業務車2号(03-2745)
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	沖縄地方協力本部	
1	リサイクル券番号	0504-0049-1548	
2	車台番号	Y12-112080	
3	車名(車両番号)	業務車2号(03-3434)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名		那覇駐屯地業務隊
1	リサイクル券番号		0510-3637-5235
2	車台番号		Y12-112557
3	車名(車両番号)		業務車2号(03-2673)
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名		那覇駐屯地業務隊
1	リサイクル券番号		0510-3637-3994
2	車台番号		Y12-112558
3	車名(車両番号)		業務車2号(03-2674)
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	第 5 1 普通科連隊
1	リサイクル券番号	
2	車台番号	T29-0306
3	車名(車両番号)	1/4tトレーラ (67-6528)
4	預託金額(円)	
5	引取業者	登 録 番 号
		氏 名
		事 業 所 名 称
		所 在 地
		電 話 番 号
6	引取年月日	印

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名		第 5 1 普通科連隊
1	リサイクル券番号		
2	車台番号		T29-0365
3	車名(車両番号)		1/4tトレーラ (67-6587)
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2 - 使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	第 5 1 普通科連隊	
1	リサイクル券番号		
2	車台番号	T-54762	
3	車名(車両番号)	1 t 水トレーラ (68-7985)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2 - 使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	第 5 1 普通科連隊	
1	リサイクル券番号		
2	車台番号	T-55536	
3	車名(車両番号)	1 t 水トレーラ (68-8459)	
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2－使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名		第 1 5 後方支援連隊
1	リサイクル券番号		
2	車台番号		DHPFX115B-0016
3	車名(車両番号)		野外洗濯セット 2 型(80-8023)
4	預託金額(円)		
5	引取業者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
6	引取年月日		

表 2 - 使用済自動車引取証明書の様式

使用済自動車引取証明書

	使用部隊名	第15 後方支援連隊
1	リサイクル券番号	
2	車台番号	DHPFX115C-0011
3	車名(車両番号)	野外入浴セット2型(80-8120)
4	預託金額(円)	
5	引取業者	登 録 番 号
		氏 名
		事 業 所 名 称
		所 在 地
		電 話 番 号
6	引取年月日	

表2－使用済自動車引取証明書の様式

入札書

令和8年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊那覇駐屯地

第430会計隊長 岩瀬 淳司 殿

金額 ￥ (税抜)

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾の上入札見積いたします。

また、当社（当団体）は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

- 件名： 使用済自動車売払い（被けん引車等）
- 引渡期限：代金納付の日から5日以内（令和8年11月16日までに搬出）
- 代金納付期限：令和8年11月16日
- 引渡場所：陸上自衛隊那覇駐屯地

住 所

会 社 名

代表者名

担当者氏名

連絡先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊那覇駐屯地

第430会計隊長 岩瀬 淳司 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

担当者
連絡先

¥

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
使用済自動車売払い（被けん引車等） 内訳書のとおり		ST	1			
	以下余白					
搬 出 場 所	陸上自衛隊那覇駐屯地					
引 取 期 限	令和8年11月16日（代金納付後5日以内）					

内 訳 書

品名	規 格	単位	数量	単価	金額
鉄 屑	鋳 物	Kg	1,363		
	特 級	Kg	1,470		
	1 級	Kg	50		
	2 級	Kg	0		
	級 外	Kg	3,792		
	H 2	Kg	3,017		
	H 3	Kg	3,679		
	H 4	Kg	6,007		
銅 屑	上	Kg	0		
	並	Kg	44		
	下	Kg	49		
真 鍮	真 鍮	Kg	10		
	鋳 物	Kg	0		
ステンレス		Kg	277		
アルミ		Kg	401		
鉛屑		Kg	73		
ガラス屑		Kg	452		
ゴム屑		Kg	1,006		
未価値品		Kg	1,180		
合計①			22,870		
解体費②		ST			
輸送費③		ST			
市場価格調査合計（①－（②＋③））					